

藤沢市保育士奨学金返済補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金を利用して保育士の資格を取得し、保育施設に就職した者に対し、経済的支援をすることにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的として、予算の範囲内において藤沢市保育士奨学金返済補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。）、法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち、藤沢市内において法人又は個人が運営する施設。

(2) 常勤

次に掲げる要件の全てを満たしていることをいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって、保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(3) 指定保育士養成施設

法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。

(4) 奨学金

保育士が指定保育士養成施設に就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、保育士本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に定めるもの

イ ア以外の奨学金で、無利子又は低廉な利率で貸し付けられており、市長がアに準ずると認めたもの

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 奨学金を利用して保育士資格を取得した者であること。
- (2) 保育施設を運営する事業者（それぞれの保育施設間で人事異動を行う等、相互に密接な関連を有する事業者は同一の事業者とみなす。以下同じ。）に常勤として新規雇用された日から起算して7年以内の者であること。
- (3) 自ら奨学金を返済していること。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、前年度以前に交付決定を受けた者が、前年度と同じ事業者に引き続き雇用されている場合で、継続して当該年度分の申請を行う場合を除く。
- (5) 補助金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の要綱その他法令等による奨学金を対象とした類似の補助を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、奨学金の返済費用のうち、当該年度中に補助対象者本人が返済した額とする。

2 補助金の額は、前項の補助対象経費の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、1年度につき20万円を限度とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、第3条各号に掲げる全ての要件に該当することとなった日の属する月から当該年度末までとする。次年度以降の申請を行う場合の交付対象期間は、補助開始月から60箇月とする。

(補助金交付申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市保育士奨学金返済補助金交付申請書兼返済計画書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 雇用証明書（第2号様式）
- (2) 保育士証の写し
- (3) 申請者が奨学金を借り受けていることを証明する書類

(補助金交付決定)

第7条 前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、補助金交付の可否及び交付すべき補助金の額を決定し、藤沢市保育士奨学金返済補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、既に交付の決定を受けた補助金の額又は奨学金の返済計画等に変更が生じる場合は、藤沢市保育士奨学金返済補助金変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、審査のうえ、承認の可否を決定し、藤沢市保育士奨学金返済補助金変更承認・不承認決定通知書(第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(事業完了届)

第9条 第7条及び前条第2項の規定により交付すべき補助金の交付決定を受けた者は、当該年度の交付対象期間について、藤沢市保育士奨学金返済補助金事業完了届(第6号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度末までに市長に提出しなければならない。

(1) 在職証明書(第7号様式)

(2) 奨学金を返済したことを証明する書類

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者等は、前条に規定する事業完了届の提出後、市長が定める期日までに、藤沢市保育士奨学金返済補助金請求書兼口座振込依頼書(第8号様式)を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、適正な請求であることを確認したうえで、補助金を交付する。

(交付決定者の責務)

第11条 交付決定者は、本市の保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、市内保育施設に継続して勤務するように努めなければならない。

(届出の義務)

第12条 交付決定者は、採用後1年を経過する前に保育施設を退職したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 採用後1年を経過する前に保育施設を退職したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、取消に係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名称等
日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金のうち、教育支援資金 （教育支援費及び就学支度費）
母子父子寡婦福祉資金貸付金